

庄内町障がい者計画(第2期改訂)

庄内町障がい福祉計画(第4期)

平成27年3月

庄内町

目 次

○第1編 庄内町障がい者計画

第1章 計画策定の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の基本目標	2
4 計画の期間	2
5 施策の体系	3
第2章 障がい者を取りまく現状	4
1 障がい者の状況	4
2 障がい児の就学状況	8
3 障がい者の雇用状況	10
第3章 重点施策	11
1 相談支援・情報提供の充実	11
2 保健・医療サービスの充実	13
3 障がい福祉サービスの充実	15
4 教育の充実	18
5 雇用・就労の促進	19
6 ボランティア活動の推進	21
7 社会参加と自己実現のための活動の促進	22
8 総合的な福祉のまちづくりの推進	24

○第2編 庄内町障がい福祉計画

第1章 障がい福祉サービスの状況	27
1 障がい福祉サービス支給決定・受給状況	27
2 第3期障がい福祉計画の進捗状況	28
第2章 平成29年度の数値目標の設定	33
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
2 障がい者の地域生活の支援	33
3 福祉施設から一般就労への移行等	33
第3章 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類 ごとの必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策	35

1	各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類 ごとの実施に関する考え方	35
2	各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類 ごとの必要量の見込み	36
3	指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量 の確保のための方策	37
第4章	地域生活支援事業の実施に関する事項	39
1	実施する事業の内容	39
2	各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	41
3	各事業の見込量の確保のための方策	42
第5章	計画の期間、見直しの時期	43
1	計画期間	43
2	見直しの時期	43
第6章	計画の達成状況の進行管理	44
1	計画の達成状況の点検、評価	44
2	計画の進行管理	44
○	資料	
	用語の説明	45
	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系	46
	福祉施設所在地一覧	49
	庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿	50
	計画策定の主な経過	51
	障がい者関係団体との意見交換における主な意見等	52

第1編
庄内町障がい者計画
(第2期改訂)

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、本町における障がい者施策の基本計画として策定し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として位置づけるものです。

障がい者を取りまく環境は、核家族化、少子高齢化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等により変化するとともに、障がい者の増加や障がい程度の重度化・重複化により、障がい者施策へのニーズが高まっています。

さらに、近年発達障がい(*1)や高次脳機能障がい(*2)などが、新たな障がいとして位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範になっています。

こうした情勢のもと、国では、平成17年11月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号、後に、平成25年4月1日改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（略称：障害者総合支援法））を制定し、障がい福祉サービス制度の抜本的見直しを図ってきました。

本計画は、地域でのノーマライゼーション(*3)の実現をめざして、障がい者施策の基本的な方針を明らかにするとともに、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

尚、計画の策定にあたり、平成21年3月策定の庄内町障がい者計画（改訂版）、を踏まえつつ、国の障がい者施策に関する法令、山形県の障がい者福祉諸計画、本町の「庄内町総合計画」にある「健康な笑顔あふれるまちづくり」の基本方針のもと、「共に支えあう地域社会の実現」の主要施策と、整合性を図りながら、計画的に施策を推進します。

2 計画の基本理念

障がいのある人もない人も誰もが、地域社会の一員としてあらゆる社会活動に参加し、ともに支えあう地域社会の構築、さらに障がい者が自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することにより自己実現を可能とするような社会を築いていくまちづくりを推進します。

そして、安全で安心して健康に暮らしていけるような支援体制を整備していくことが必要です。

そのためには、公的な支援のみならず、町民一人ひとりの理解と協力のもとに地域での助け合いが重要となります。

本町では、「誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、安心して暮らしていけるまちづくり」を基本理念とし、庄内町の障がい者福祉を推進します。

◇◇◇ 基本理念 ◇◇◇

誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、安心して暮らせるまちづくり

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の3項目を基本目標に設定します。

1 誰もが支えあい、健康で普通に暮らせるまちづくりの推進

障がい者それぞれのライフステージ(*4)において、個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の中であたりまえに普通の生活を営むことができるような地域社会をめざします。

2 自立と社会参加の推進

三障がい{身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。以下同じ。)}共通の障がい福祉サービスを充実させることにより、生活の場や日中活動の場、就労のための支援体制を整備し、障がい者が身近な地域で自立した生活や社会参加ができるような地域社会をめざします。

3 安全・安心なまちづくりの推進

建築物や生活関連施設のバリアフリー(*5)化とともに、社会活動において差別や偏見のない心のバリアフリーを進め、障がい者にとって社会生活上のバリア(障壁)がない地域社会の実現をめざします。

また、障がいのある方が安心して日常生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実をめざします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間とします。

また、国県の動向、社会情勢等の変化により、新たな施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、柔軟に対応するものとします。

5 施策の体系

【基本理念】

誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、安心して暮らせるまちづくり

【基本目標】

1 誰もが支えあい、健康で普通に暮らせるまちづくりの推進
2 自立と社会参加の推進
3 安全・安心なまちづくりの推進

【重点施策】

- 1 相談支援・情報提供の充実
- 2 保健・医療サービスの充実
- 3 障がい福祉サービスの充実
- 4 教育の充実
- 5 雇用・就労の促進
- 6 ボランティア活動の推進
- 7 社会参加と自己実現
- 8 総合的な福祉のまちづくりの推進

第2章 障がい者を取りまく現状

1 障がい者の状況

(1) 障がい者全体の状況

本町における障がい者の総数は、平成26年3月31日現在で1,464人となっており、内訳は身体障害者手帳所持者が1,144人、療育手帳所持者が186人、精神障害者保健福祉手帳所持者が134人です。

このうち全体に対する在宅者の割合が92.8%、施設入所者及び特別養護老人ホーム入所者の割合が7.2%となっています。

【障がい者数】

平成26年3月31日現在(単位：人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者	特養入所者
身体障害者手帳所持者	1,144	1,081	13	50
身体障がい児（18歳未満）	17	17	0	0
身体障がい者（18歳以上）	1,127	1,064	13	50
療育手帳所持者	186	150	36	0
知的障がい児（18歳未満）	34	32	2	0
知的障がい者（18歳以上）	152	118	34	0
精神障害者保健福祉手帳所持者	134	128	5	1
合 計	1,464	1,359	54	51

資料：保健福祉課

【サービス利用者の状況】

平成26年3月31日現在(単位：人)

施 設 区 分	利用者数	施 設 内 訳	
介 護 給 付	居宅介護	11	ドレミファ3、ほほえみ5、みずほ2、こあら1
	生活介護	43	恵風園7、鶴峰園3、なえづ1、ゆうあいプラザ1、ラブラドル1、おおやま2、光風園3、和光園9、なのはな畑1、ふれんず1、吹浦荘7、月光園7、光生園2 ※2事業所を利用している者が2名あり
	短期入所	4	恵風園1、ドレミファ2、愛光園1
	同行援護	1	ニッセイ・ケア1
	共同生活介護	9	楽しい家1、あたご2、ポプラ1、たかさご寮1、未来の家1、あゆみ1、みやま荘1、きぼう1
	施設入所支援	40	恵風園6、愛光園2、鶴峰園3、光風園2、和光園10、吹浦荘8、月光園7、光生園2

	療養介護	2	山形病院 1、米沢病院 1
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	20	愛光園 2、月山 1、さごし 2、みらいず 1、なのはな畑 3、あすなろ 1、あずま 1、いっぽ 1、吹浦荘 1、みなみ 3、ひまわり園 4
	就労移行支援	4	愛光園 1、ひまわり園 3
	就労継続支援 A 型	11	山ぶしいたけ 2、すまいるらんど A 鶴岡 2、すまいるらんど A7
	就労継続支援 B 型	66	さくらが丘 5、根っ子杉 10、月山 5、青柳 1、おからや 1、やまびこ 1、よつばの里 1、あすか 1、すまいるらんど B3、さごし 9、ふれんず 2、あずま 6、いっぽ 1、みなみ 7、じょんぶ 2、ひまわり園 11
	共同生活援助	22	楽しい家 2、慈丘園 2、よつばの里 1、青柳下宿 1、なごみ 2、吹浦荘 4、ハイツ平島 A3、ドレミファ 6、あかつき 1、
児童	児童発達支援	3	あおば学園 1、はまなし学園 1、ドレミファ 1
	放課後等デイサービス	12	光の子 1、ドレミファ 10、ラブラドル 1、
合計		248	

※各施設の所在地は資料編に掲載（複数施設利用者あり）

資料：保健福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

本町における身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年度末現在で、1,144 人（身体障がい者 1,127 人、身体障がい児 17 人）であり、概ね横ばい傾向にあります。

平成 25 年度の新規手帳交付者数は 79 人となっており、交付数も概ね横ばい傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者数の年次推移】

各年度 3 月 31 日現在（単位：人）

年度区分	総数	身体障がい者	身体障がい児	新規交付者
平成 21 年度	1,155	1,138	17	73
平成 22 年度	1,219	1,185	18	73
平成 23 年度	1,180	1,166	14	73
平成 24 年度	1,159	1,144	15	84
平成 25 年度	1,144	1,127	17	79

資料：保健福祉課

② 障がいの種別

平成 25 年度末現在の障がい種別では、肢体障がい者が 602 人（52.6%）、内部障がい者が 361 人（31.6%）、聴覚障がい者が 106 人（9.3%）、視覚障がい者が 55 人（4.8%）となっており、肢体障がい者が全体の半数以上を占めています。

平成 21 年度から平成 25 年度の増加率では、内部障がい者が 109.4% となっています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種別】

各年度 3 月 31 日現在(単位:人)

年度区分	総数	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部
平成 21 年度	1,155	68	109	19	629	330
平成 22 年度	1,219	69	109	24	652	365
平成 23 年度	1,180	66	108	24	615	367
平成 24 年度	1,159	62	106	22	609	360
平成 25 年度	1,144	55	106	20	602	361

資料：保健福祉課

③ 障がいの程度

平成 25 年度末現在の障がい程度では、重度(1 級、2 級)障がい者が全体の 48.3% とほぼ半数を占めています。

【身体障害者手帳所持者の等級別人数】

各年度 3 月 31 日現在(単位:人)

年度区分	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成 21 年度	1,155	387	201	176	224	86	81
平成 22 年度	1,219	418	208	177	236	90	83
平成 23 年度	1,180	394	192	174	240	93	87
平成 24 年度	1,159	379	192	168	247	91	82
平成 25 年度	1,144	368	184	174	250	90	78

資料：保健福祉課

④ 障がい者の年齢

平成 26 年 3 月 31 日現在の年齢別では、65 歳以上の高齢障がい者が全体の 72.1% を占めている。18 歳未満の身体障がい児は全体の 1.5% となっています。

【身体障がい者手帳所持者の年齢構成】

平成 26 年 3 月 31 日現在

区 分	人 数	比率 (%)
18 歳未満	17	1.5
18～64 歳	302	26.4
65 歳以上	825	72.1
総 数	1,144	100.0

資料：保健福祉課

(3) 療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数

本町における療育手帳所持者数は平成 20 年度まで横ばい傾向にあったが、近年少しずつ増えており、平成 25 年度末現在で 186 人となっています。

【療育手帳所持者数の年次推移】 各年度 3 月 31 日現在(単位：人)

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
人 数	173	179	185	186	186

資料：保健福祉課

② 障がいの程度・障がい者の年齢

障がいの程度では、療育手帳 A（最重度・重度）の割合が 33.9%、療育手帳 B（中度・軽度）の割合が 66.1%となっています。

年齢別では、18 歳未満の知的障がい児が 34 人で全体の 18.3%、18 歳から 64 歳が 129 人で全体の 69.4%を占めています。

【療育手帳所持者の等級別年齢別状況】 平成 26 年 3 月 31 日現在(単位：人)

	総 数	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上
療育手帳 A	63	9	49	5
療育手帳 B	123	25	80	18
計	186	34	129	23

資料：保健福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数と障がいの程度

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 25 年度末現在で 134 人となっており、1 級（重度）の障がい者が全体の 35.8%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数】 平成 26 年 3 月 31 日現在

等 級	総 数	1 級	2 級	3 級
人 数	134	48	62	24

資料：保健福祉課

② 精神障害者通院医療費公費負担の状況

平成 25 年度における精神障害者通院医療費公費負担の申請（承認）件数は、165 件となっており、増加傾向にあります。

【精神障害者通院医療費公費負担申請（承認）件数】 各年度3月31日現在

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人 数	148	159	151	163	165

資料：保健福祉課

③ 届出・申請に係る病名別患者数

平成26年3月31日現在の精神保健福祉手帳所持者に係る病名別人数及び精神障害者通院医療費公費負担申請に係る病名別患者数では、統合失調症（精神分裂症を含む。）が全体の44.6%を占めています。

【精神保健福祉手帳所持者、精神障害者通院医療費公費負担申請に係る病名別患者数】

平成26年3月31日現在(単位：人)

	総 計	統合失調症	躁うつ病	脳器質性精神障がい	知的障がい	てんかん	中毒性精神障がい	その他
男	122	56	15	0	0	9	0	42
女	100	43	19	0	0	8	0	30
計	222	99	34	0	0	17	0	72

資料：保健福祉課

2 障がい児の就学状況

【特別支援学校在学者数】

各年5月1日現在(単位：人)

	総 数		盲学校		ろう学校		酒田特別支援学校		鶴岡養護学校	
	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部
平成22年	5	1	0	0	1	0	/	/	4	1
平成23年	4	1	/	/	/	/	2	0	2	1
平成24年	4	2	/	/	/	/	2	1	2	1
平成25年	4	3	/	/	/	/	2	1	2	2
平成26年	4	1	/	/	/	/	2	0	2	1

資料：教育委員会

【小中学校特別支援学級の学級数及び在学者数】 各年5月1日現在(単位：人)

	総 数		小学校		中学校	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童数	学級数	生徒数
平成 22 年	11	24	8	14	3	10
平成 23 年	14	26	10	14	4	12
平成 24 年	13	25	9	12	4	13
平成 25 年	13	23	9	12	4	11
平成 26 年	13	25	10	14	3	11

資料：教育委員会

【通級による指導を受けている児童生徒数】 各年5月1日現在(単位：人)

	合 計	小学校児童数	中学校生徒数
平成 22 年	8	8	0
平成 23 年	10	10	0
平成 24 年	7	7	0
平成 25 年	8	8	0
平成 26 年	8	8	0

資料：教育委員会

【就学猶予・免除者数】 各年5月1日現在(単位：人)

	合 計	小学校児童数	中学校生徒数
平成 22 年	0	0	0
平成 23 年	0	0	0
平成 24 年	0	0	0
平成 25 年	0	0	0
平成 26 年	0	0	0

資料：教育委員会

3 障がい者の雇用状況

【庄内地区民間企業における障がい者雇用数及び実雇用率】

毎年6月1日現在

	企業数	法定雇用算定基礎労働者数(人)	障がい者数(人)								実雇用率(%)	達成企業	
			重度		重度以外		短時間		合計			企業数	割合(%)
			身体	知的	身体	知的	身体	知的	身体	知的			
平成22年	167	28,976	208	64	164	56	5	6	377	126	1.74	103	61.7
平成23年	185	32,169.5	222	78	166	61	9.5	10	397.5	149	1.70	110	59.5
平成24年	186	32,771	224	66	171	64	17	16	412	146	1.70	112	60.2
平成25年	204	32,389.5	244	66	169	60	40.5	38	453.5	164	1.91	123	60.3
平成26年	203	32,511	252	66	174	63	47	45.5	473	174.5	1.99	129	63.5

資料：鶴岡公共職業安定所、酒田公共職業安定所

備考(1) 企業数は、法定雇用算定基礎労働者数が平成24年度までは56人以上、平成25年度からは50人以上の企業を計上。

(2) 障がい者数欄の重度については、重度障がい者1人につき2カウントとして計上。

(3) 短時間については、短時間労働者の重度障がい者を1カウントとして計上。

(4) 平成23年度から短時間の重度障がい者以外を、0.5カウントとして計上。

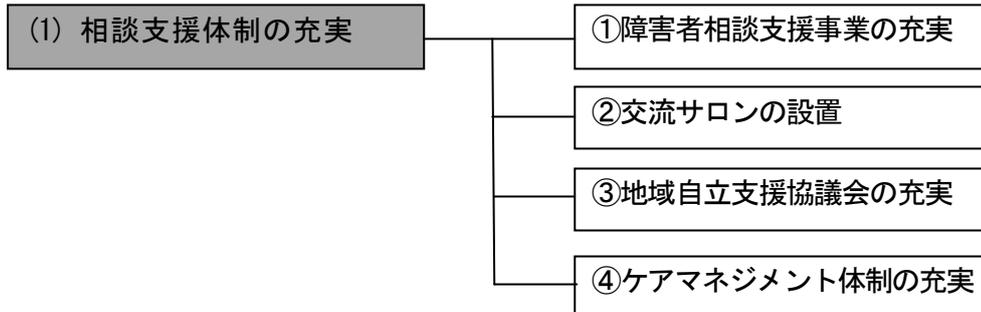
(5) 重度以外の知的欄の障がい者数には、精神障がい者数を含んで計上。

(6) 平成23年度から短時間の知的欄の障がい者数に精神障がい者を、0.5カウントとして計上。

第3章 重点施策

1 相談支援・情報提供の充実

【具体的施策】



(1) 相談支援体制の充実

〈現状と課題〉

障がいの重度化・重複化、障がい者やその家族の高齢化、障がい者福祉施策の大幅な変更等に伴う様々な相談内容にきめ細かく対応するために、平成19年10月に庄内町障害者相談支援センターを設置し、専門の相談員を配置して相談支援体制の整備を図ってきました。

障害者自立支援法の施行により、地域生活支援事業の一つとして相談支援事業に取り組んできましたが、一人体制なので多忙な状況にあります。

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正の施行により、サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援及び障害児相談支援の創設を踏まえ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要となっています。

〈具体的施策〉

① 障害者相談支援事業の充実

障害者相談支援センターを身体・知的・精神の三障がいに対応できる本町の基幹相談支援センターと位置づけ、町保健福祉課、関係機関が一体となり、その機能強化を図ります。

これまでの基本相談支援事業を担ってきた障害者相談支援センターと新たにサービス利用計画作成を担当する特定相談支援事業者及び地域相談支援を担当する一般相談支援事業者等と連携しながら相談支援の充実を図ります。

発達障がい等の支援が必要なお子さんの個性や配慮が必要なことをまとめ、また必要な情報をファイリングしていく「やまがたサポートファイル」の活用を推進します。

② 交流サロンの設置

障がい児を持つ保護者等の育児不安解消等のための交流の場を障害者相談支援センター内に設置し、相談支援機能の充実を図ります。

③ 地域自立支援協議会の充実

障がい者の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場として設置した「庄内町地域自立支援協議会」を活用し、相談支援の地域ネットワークを構築し連携を図りながら、障がい者支援を促進します。

④ ケアマネジメント(*6)体制の充実

各種研修会への参加等により町担当職員の資質向上や迅速な事務処理等を図ります。

すべての障がい者に対して、サービス等利用計画を作成することで適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。

【具体的施策】

(2) 情報提供体制の強化

① 情報収集と情報提供体制の充実

(2) 情報提供体制の強化

〈現状と課題〉

障がい者施策が大幅に変更、見直しされる中で、障がい者が障がい福祉サービスや福祉制度等を有効に利用し、安心して地域で生活することができるようにするためには、障がい者に関わる情報を適切に把握しておくことが必要であり、情報提供体制の充実・強化が課題となっています。

〈具体的施策〉

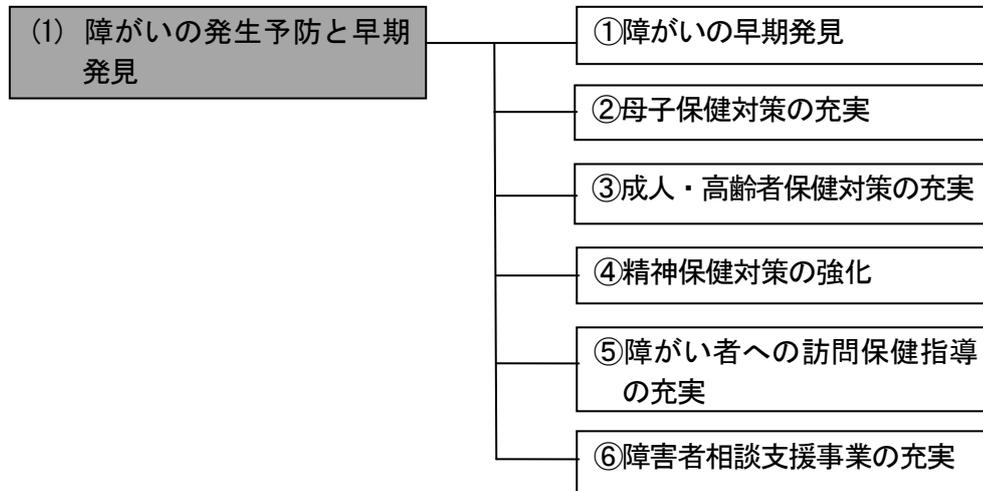
① 情報収集と情報提供体制の充実

町の情報収集能力を高め、障がい者向けパンフレットの作成・配布、町広報紙や町ホームページ等の各種媒体を通じた情報提供、障がい者団体や各種事業等を通じた周知など積極的な対応を図ります。

就学前の支援が必要な子を対象に保護者のつながりを強化するため、情報交換・情報提供を中心とした教室として「なないろの会」を開催します。

2 保健・医療サービスの充実

【具体的施策】



(1) 障がいの発生予防と早期発見

〈現状と課題〉

障がいの早期発見と早期治療は、障がいの軽減に対して非常に効果的であり、その体制を充実することが重要となっています。

知的障がいや発達障がいについては、乳幼児健診などでの徴候の早期発見から医療機関へつなげ、早期治療や療育に結び付けていくことが大切となっています。

乳幼児期以降においては、健康診査などの受診率の向上を図るとともに、それぞれのライフステージに対応した相談支援体制を確立する必要があります。

事故や疾病の後遺症などに起因する障がい、生活習慣に起因する障がいも発生しているため、後天的な障がいの発生を未然に防止することも重要となっています。

近年は、ストレス等により精神疾患を発症する人も増加していることから、心のケアも課題となっています。

〈具体的施策〉

① 障がいの早期発見

障がいの早期発見・早期治療のため、健康診査や健康相談の充実、健診後のフォローアップ体制を強化します。

町広報紙や各種事業等を通して、障がいの早期発見に向けた正しい知識の普及に努めるとともに、受診率の向上を図ります。

② 母子保健対策の充実

町保健師による妊産婦への保健指導や相談事業、乳幼児健診や各種教室、家庭訪問等の母子保健対策の充実を図ります。

障がい児を持つ保護者等の育児不安解消等のための交流の場を障害者相談支援センター内に設置し、相談支援機能の充実を図ります。

③ 成人・高齢者保健対策の充実

脳血管障がいや心臓疾患等の生活習慣病予防のため、各種健康診査、健康相談、健康教室、訪問指導、食生活改善等の充実を図ります。

介護予防の推進を図るため、高齢者の健康づくり事業を展開していきます。

④ 精神保健対策の強化

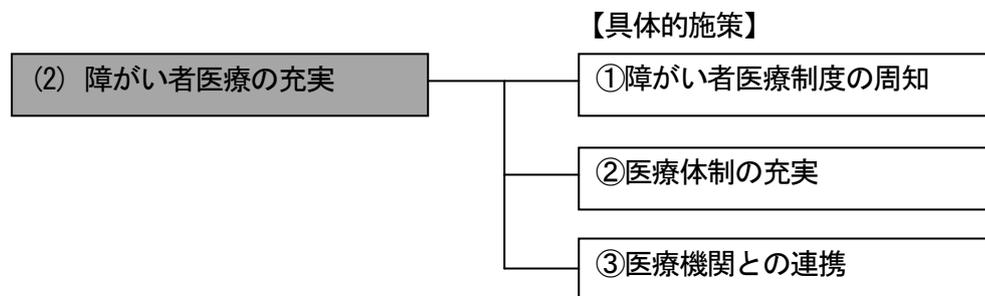
県関係機関等と連携を図りながら、心の健康づくり事業等に取り組み、精神保健対策の強化を図ります。

発達障がいや高次脳機能障がいなどが新たな障がいとして位置づけられており、関係機関と連携しながら支援を図ります。

⑤ 障がい者への訪問保健指導の充実

町保健師による障がい者への訪問保健指導・相談を充実していきます。

⑥ 障害者相談支援事業の充実（再掲）



(2) 障がい者医療の充実

〈現状と課題〉

庄内地域における医療機関等の基盤整備は着実に進められてきたが、障がいの軽減、安定化、機能回復等の多様な医療ニーズに応えられるよう専門医療を充実させていく必要があります。

リハビリテーション(*7)医療については、地域において医療機関や福祉施設等が連携を図りながら推進していく必要があります。

〈具体的施策〉

① 障がい者医療制度の周知

障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（従前の更生医療、育成医療、精神通院医療）を町民に周知し、普及に努めます。

② 医療体制の充実

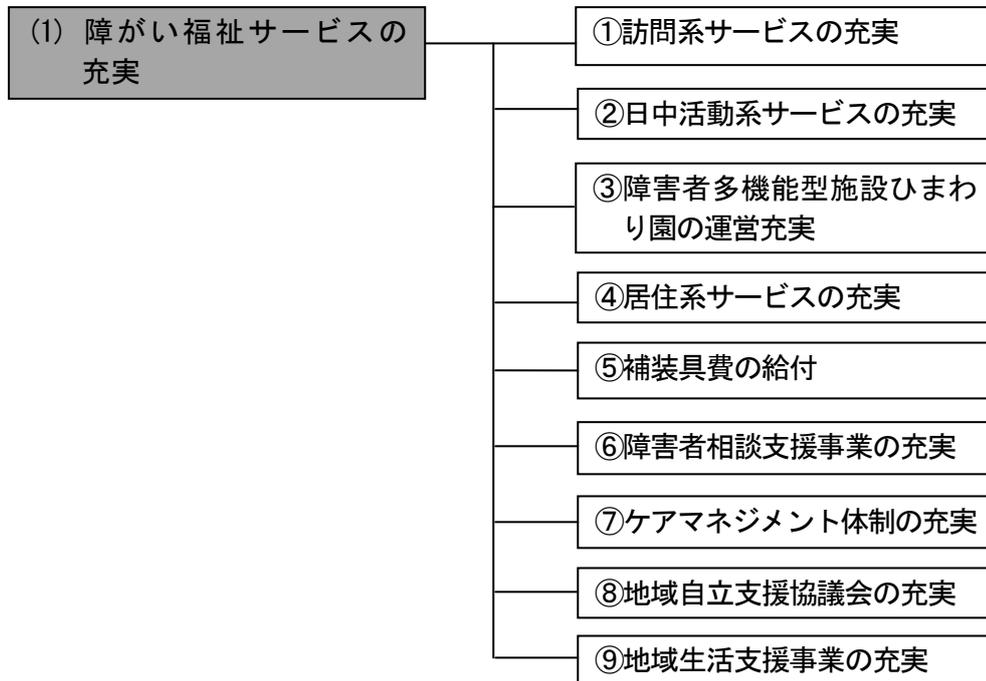
障がいの軽減、安定化、機能回復等を図るための専門的な保健・医療体制の充実を促進します。

③ 医療機関との連携

障がい者が適切な医療を受けることができるように、地域自立支援協議会を通して医療機関と障害者相談支援センター等の関係機関との連携を強化します。

3 障がい福祉サービスの充実

【具体的施策】



(1) 障がい福祉サービスの充実

〈現状と課題〉

必要とする障がい福祉サービスを障がい者の自己選択と自己決定により受けられるようにするとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を充実していく必要があります。

本町には障がい福祉サービスを提供する施設・事業者が少ないことから、障がい者の多くが町外の施設を利用している現状にあるため、障害者多機能型施設ひまわり園を本町における障がい者福祉の拠点施設として位置づけ、連携を図っています。

障がい者やその家族に対し、新制度におけるサービス利用の理解や周知を図るとともに、相談支援やケアマネジメント体制の整備が重要となっています。

平成 23 年 10 月の障害者自立支援法の一部改正の施行により、グループホーム、ケアホーム利用の助成や視覚障がい者支援のための同行援護が創設されました。

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法の一部改正の施行により、障がい福祉サービス利用者の負担が原則応能負担となりました。

平成 25 年 4 月の障害者自立支援法の一部改正の施行により、法律名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められ、障がい者の定義に難病等を追加されました。また、平成 26 年 4 月 1 日から、障害程度区分について、標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改め、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

地域生活支援事業は、障がい者がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生

活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が事業を実施するもので、必須事業と任意事業に分けられます。

〈具体的施策〉

① 訪問系サービスの充実

障がい者が在宅で安心した生活を送ることができるように、ホームヘルプや重度訪問介護等の訪問系サービス提供体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障がい者の自立促進に向けた身体機能や生活能力向上のための自立訓練の機会、障がい者雇用の促進に向けた就労訓練や生産活動の機会、常時介護が必要な障がい者に対する施設での生活介護、介護者の病気等による短期入所、障がい児に対する日中活動系サービス等の提供体制の充実を図ります。

③ 障害者多機能型施設ひまわり園の運営充実

本町における障がい者福祉の拠点施設である障害者多機能型施設ひまわり園の運営体制の充実を図ります。

④ 居住系サービスの充実

地域生活が困難な障がい者に対する施設入所支援とともに、施設入所から地域生活への移行を実現するために必要となるグループホーム等の居住系サービスの充実を図ります。

⑤ 補装具費の給付

義肢、車イス等の補装具の購入、修理に要する経費に対して支援することにより、障がい者の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図ります。

⑥ 障害者相談支援事業の充実（再掲）

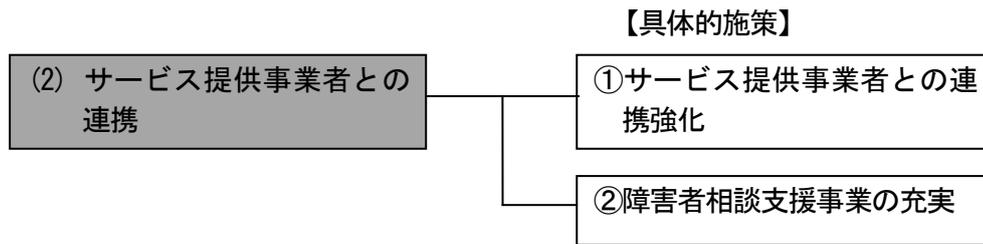
⑦ ケアマネジメント体制の充実（再掲）

⑧ 地域自立支援協議会の充実（再掲）

⑨ 地域生活支援事業の充実

本町が地域生活支援事業の必須事業として実施している「相談支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「成年後見制度利用支援事業」を継続して実施していくとともに、新たに「自発的活動支援事業」を加えて実施していきます。

さらに、任意事業として実施している「訪問入浴サービス事業」、「自動車改造助成事業」、「日中一時支援事業」、「声の広報発行事業」、「運転免許取得費助成事業」も継続して実施していきます。



(2) サービス提供事業者との連携

〈現状と課題〉

障害者自立支援法の施行により、サービス提供事業者は三障がい共通の基盤のもとでサービスを展開することになったが、人材の確保、施設の整備、採算の確保といった課題が多くあり、新制度の円滑な実施には、町と事業者並びに事業者間における情報の共有化等が求められることから、その連携と協力体制の強化が必要となっています。

障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業の実施のためには、サービスを担う事業者が不可欠であり、その経営の安定化が重要となっています。

〈具体的施策〉

① サービス提供事業者との連携強化

関係機関、団体等で組織する庄内町地域自立支援協議会を中核として、町内サービス提供事業者との情報共有化や課題検討を行うとともに、町外事業者とも連絡調整を密に行い、連携を強化します。

② 障害者相談支援事業の充実（再掲）

4 教育の充実

【具体的施策】

①特別支援教育の充実

②障害者相談支援事業の充実

〈現状と課題〉

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っていくことが必要となっています。

最近では発達障がいの問題を抱えた児童生徒への指導・支援の在り方がクローズアップされてきており、その障がいの特性を正しく理解し普及させていくことが必要です。

そのため、障がいの重度化・重複化に対応できる相談支援体制を充実させていくとともに、障がいを持った幼児、児童生徒の視点に立った教育的支援の充実と条件整備が課題となっています。

〈具体的施策〉

① 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

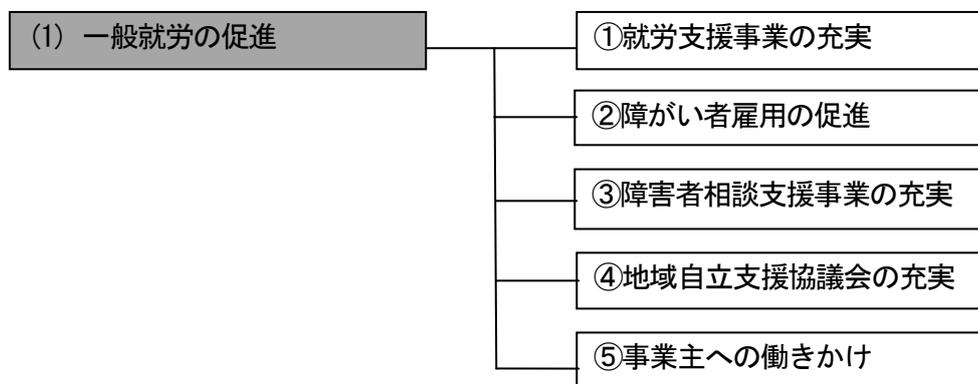
障がいのある幼児、児童生徒の特性等に配慮した就学相談・指導に努めます。

日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援センターの設置検討を行います。

② 障害者相談支援事業の充実（再掲）

5 雇用・就労の促進

【具体的施策】



(1) 一般就労の促進

〈現状と課題〉

障がい者が働きたいという希望を持っていても、雇用・就労状況は依然として厳しい実情にあり、多様な就労形態に対応できるよう就労訓練サービスの充実を図る必要があります。

これまでは福祉部門と産業・雇用部門との連携が弱かったことから、ハローワーク等の関係機関、企業団体等との連携を強化するとともに、事業主に対する障がい者雇用の啓発が必要となっています。

〈具体的施策〉

① 就労支援事業の充実

障がい福祉サービス提供事業者に対して就労移行支援及び就労継続支援の取り組みを推進し、一般就労への移行を図ります。

② 障がい者雇用の促進

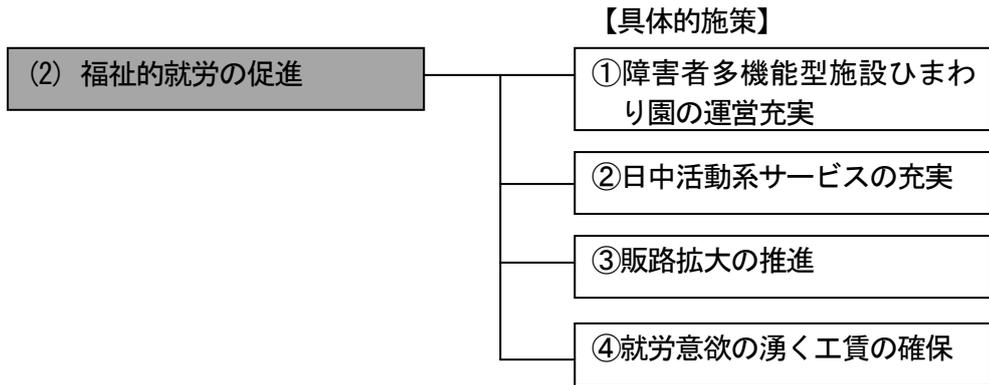
障がい者への相談、助言、職場実習等の斡旋等を行う「庄内障害者就業・生活支援センター」を中核として、ハローワーク等との連携を深め、障がい者雇用の促進を図ります。

③ 障害者相談支援センターの充実（再掲）

④ 地域自立支援協議会の充実（再掲）

⑤ 事業主への働きかけ

国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障がい者雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底とともに、理解を深めるための啓発を推進します。



(2) 福祉的就労の促進

〈現状と課題〉

一般企業での就労が困難な障がい者にとって、障がい者福祉施設における福祉的就労の場の確保と、その充実を図ることが必要です。

本町においては、障害者多機能型施設ひまわり園で就労移行支援及び就労継続支援を実施し、平成23年12月からは、福祉施設ドレミファも同様の事業を実施しており、福祉的就労の場を提供しています。

福祉施設における工賃が低すぎるという現状があり、施設利用料を賄うことができ、就労意欲の高揚につながる程度の工賃額が求められています。

〈具体的施策〉

- ① 障害者多機能型施設ひまわり園の運営充実（再掲）
- ② 日中活動系サービスの充実（再掲）
- ③ 販路拡大の推進

福祉施設と企業等との提携を促進し、福祉施設で製作される製品の安定的販路の確保とともに、各種イベント開催時やアンテナショップ(*8)等での展示販売を推進します。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障がい者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したことから、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大を図ります。

- ④ 就労意欲の湧く工賃の確保

障害者優先調達推進法による障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。

自立した生活を営むために必要な、収入が得られるような商品開発などを支援していきます。

6 ボランティア活動の推進

【具体的施策】

①ボランティア、NPO 組織の確保と育成

②ボランティアセンター活動の推進

③地域での支え合い活動への支援

〈現状と課題〉

障がい者が安心して地域で生活を送るためには、公的サービスだけでは限界があり、障がい者の自立と社会参加等をサポートするボランティア、NPO(*9) 組織や地域での支え合い活動が大きな役割を果たすことになります。

ボランティア団体については、平成20年4月に庄内町ボランティア連絡協議会が設立され、活発な活動が展開されており、今後更なる活動の拡大に向けて、気軽にボランティア活動に参加できる環境整備が求められます。

地域での支え合いについては、本町社会福祉協議会で取り組んでいる「いきいきサロン事業」等の内容充実と全町的な広がりを推進していく必要があります。

〈具体的施策〉

① ボランティア、NPO組織の確保と育成

庄内町ボランティア連絡協議会の活動を支援するとともに、社会福祉協議会等と連携しながら、新たなボランティア登録や活動への参加を促進します。

地域生活支援事業において、手話通訳者等ボランティアの積極的な活用を図ります。

障がい者福祉活動の担い手となるようなNPO組織の育成を推進します。

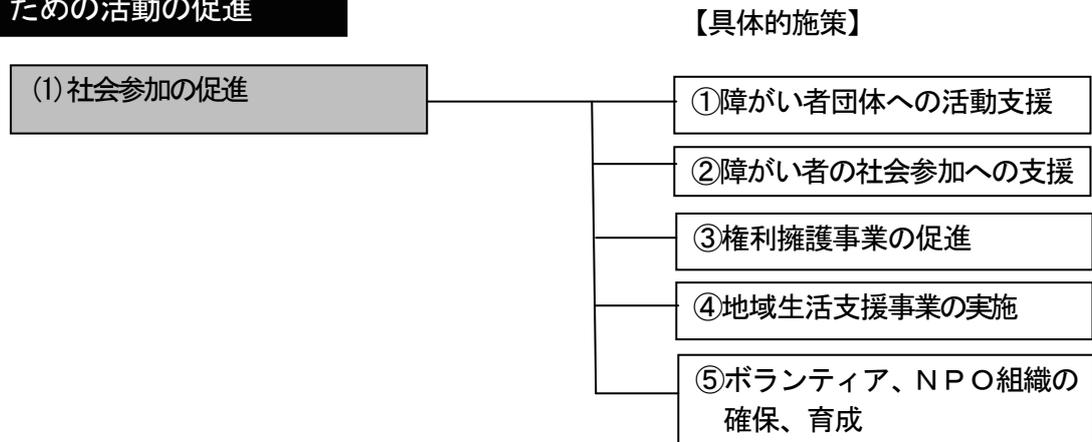
② ボランティアセンター活動の推進

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを本町全体のボランティア活動の拠点と位置づけ、社会福祉協議会と協力し活動の推進を図ります。

③ 地域での支え合い活動への支援

町の事業とも合わせ、社会福祉協議会と連携しながら、いきいきサロン事業等への支援を行います。

7 社会参加と自己実現のための活動の促進



(1) 社会参加の促進

〈現状と課題〉

障がい者が地域において充実した生活を送るためには、社会活動や文化活動等に積極的に参加することが重要である。しかし、介護者がいないと一人では外出できない、人とのコミュニケーションがとれないといった障がい者が多い状況にあります。

普段自宅に閉じこもりがちの障がい者が気軽に参加できるような障がい者団体の活動を促すとともに、障がい者に対する創作的活動の機会、交流の場の提供も必要となっています。

〈具体的施策〉

① 障がい者団体への活動支援

障がい者団体間の連携を推進するとともに、自主的活動を支援します。

障害者相談支援センターと障がい者団体との連携を図り、障がい者団体の活性化を促進します。

② 障がい者の社会参加への支援

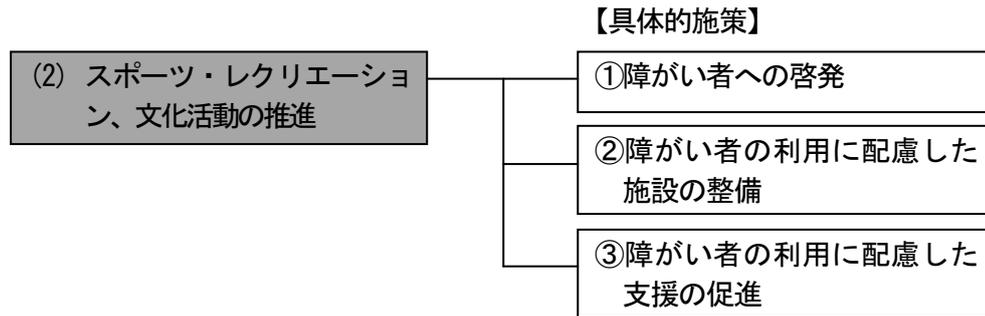
町単独事業の障害者社会参加移動促進事業、電動三輪車等購入費補助金等により、障がい者の社会参加を支援します。

③ 権利擁護事業の促進

本町社会福祉協議会で実施している意思表示が困難な障がい者に対する権利擁護事業を促進します。

④ 地域生活支援事業の実施（再掲）

⑤ ボランティア、NPO組織の確保、育成（再掲）



(2) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

〈現状と課題〉

障がい者がスポーツ・レクリエーション、文化活動に参加することにより、生きがいつくり、健康づくり、自己実現を図ることが期待されるが、ハード面、ソフト面で受入体制は十分とは言えない状況にあります。

恒常的な障がい者向けの教室や援助など、整備されていない状況です。

〈具体的施策〉

① 障がい者への啓発

各種のスポーツ・レクリエーション、文化活動に障がい者が積極的に参加するよう啓発や情報提供を行います。

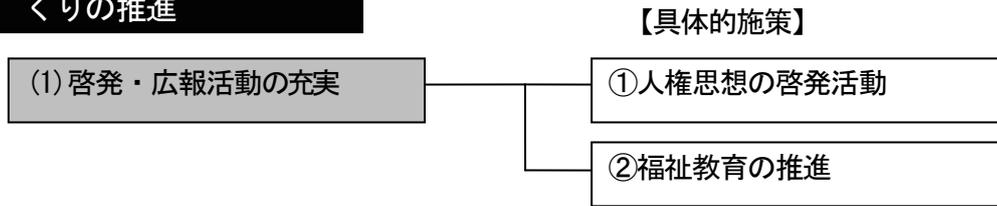
② 障がい者の利用に配慮した施設の整備

障がい者が気軽に利用できるようバリアフリーに配慮したスポーツ・文化施設の整備・改修を図ります。

③ 障がい者の利用に配慮した支援の促進

既存のスポーツ・文化施設を利用しての健康教室等の実施や、施設を利用した場合の料金等の助成も検討していきます。

8 総合的な福祉のまちづくりの推進



(1) 啓発・広報活動の充実

〈現状と課題〉

障がいのある人もない人と同様に地域において普通に暮らしていくためには、こころのバリアフリーが求められ、障がい及び障がい者に対する正しい理解が必要です。

特に、精神障がい者に対する誤解や偏見は根深く、地域での自立や就労等の社会参加の阻害要因となっています。

このため、町広報紙や各種機会をとらえ、啓発・広報活動の充実を図っていくとともに、学校教育、社会教育、保健事業等との連携により、幼少期からの福祉教育の充実や障がいのある人とない人との交流を推進していくことが必要です。

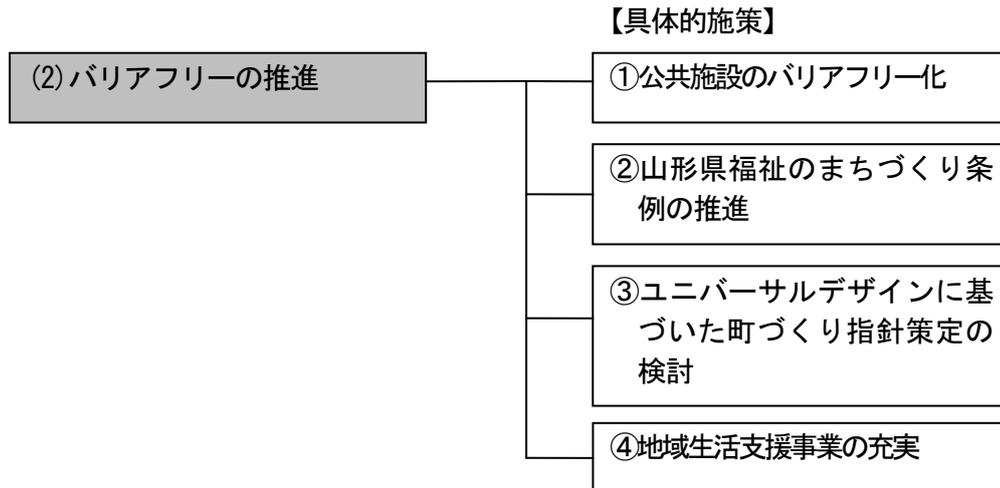
〈具体的施策〉

① 人権思想の啓発活動

障がいや障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、町広報紙や本町社会福祉協議会広報紙、各種事業等の機会をとらえ、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

② 福祉教育の推進

児童・生徒が障がいと障がい者に理解を深め、心豊かに成長していけるよう、学校教育、社会教育と連携して福祉教育を推進します。



(2) バリアフリーの推進

〈現状と課題〉

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、障がい者にとって安全で利用しやすい公共施設等の建築物、道路、公園、交通機関等生活関連施設のバリアフリー化が求められています。

山形県では、平成12年から福祉のまちづくり条例により障がい者や高齢者に配慮した施設等のバリアフリー化を進めています。

公共施設のバリアフリー化に向けた整備は一定程度進められてきているが、建築年度が古い施設等についてはまだ不十分なところが多くなっています。

障がい者が居宅で安心して日常生活を送ることができるようにするためには住宅のバリアフリー化が必要となります。

〈具体的施策〉

① 公共施設のバリアフリー化

公共施設のうちバリアフリー化が不十分な施設の改修を進めます。

公共施設における障がい者用駐車スペースの表示を徹底します。

公共施設の主な障がい者用トイレについて、オストメイト(*10)対応化を推進します。

② 山形県福祉のまちづくり条例の推進

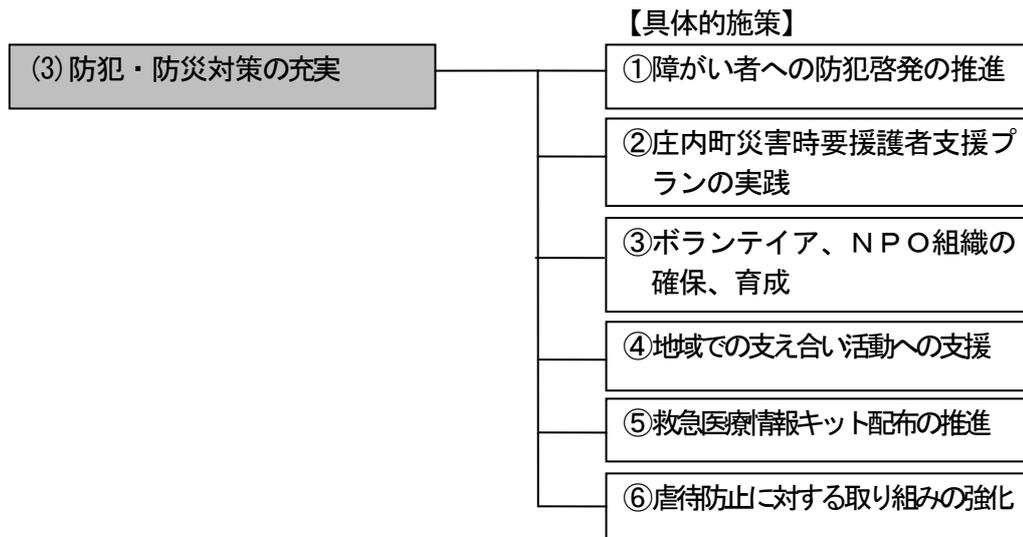
山形県福祉のまちづくり条例の趣旨を周知徹底するとともに、適正な実施を推進します。

③ ユニバーサルデザイン(*11)に基づいた町づくり指針策定の検討

住みやすい環境づくりとユニバーサルデザインに基づいた町づくり指針の策定を検討します。

④ 地域生活支援事業の充実（再掲）

地域生活支援事業の住宅改修費助成事業で、住宅のバリアフリー化を支援していきます。



(3) 防犯・防災対策の充実

〈現状と課題〉

近年、障がい者を狙った犯罪が頻発していることから、関係機関・団体と連携を図りながら、障がい者への注意を喚起していく必要があります。

地震や火災等災害時における障がい者の安全を確保するためには、その支援体制を確立しておく必要があります。また、避難所においても、障がい者に配慮した支援が求められます。

大規模災害の場合は、行政の支援には限界があり、地域での支え合い活動がより一層重要となります。

家族や、施設の中での障がい者に対する虐待については、表立って現れない傾向にあり、障がい者自身からの訴えがないと見つかりにくい状況となっています。

このため、虐待を見逃さない体制づくりや、町広報紙や各種機会での啓発・広報活動の充実を図っていく必要があります。

〈具体的施策〉

① 障がい者への防犯啓発の推進

障がい者自身が犯罪に巻き込まれないように意識を向上させるための啓発を推進します。

② 庄内町災害時要援護者支援プランの実践

災害時要援護者支援プランに基づき、本町民生委員・児童委員及び自主防災組織等と連携を図りながら、障がい者等要援護者の状況把握、避難体制の確立、避難所における対応等を図ります。

③ ボランティア、NPO組織の確保、育成（再掲）

④ 地域での支え合い活動への支援（再掲）

⑤ 救急医療情報キット配布の推進

高齢の障がい者に配布し、「かかりつけの医療機関」「服薬」「持病」などの医療情報を専用の保管容器に入れ、冷蔵庫に保管し緊急事態に備えるため、配布を推進します。

⑥ 虐待防止に対する取り組みの強化

地域自立支援協議会を中心として、関係機関、家族、施設等と連携を図りながら、障がい者に対する虐待防止を図ります。

第2編
庄内町障がい福祉計画
(第4期)

第 1 章 障がい福祉サービスの状況

1 障がい福祉サービス支給決定・受給状況

本町で障害者総合支援法のサービスの支給決定者は、実人数で 195 人となっており、うち実際にサービスを利用している受給者数は 176 人で、給付率は 90.3%となっています。

平成 26 年 10 月 31 日現在

サービスの機能	サービスの種別	支給決定者数	受給者数	給付率
居宅での介護	居宅介護	11 人	10 人	90.9%
	重度訪問介護	0 人	0 人	0.0%
	同行援護	1 人	1 人	100.0%
	行動援護	0 人	0 人	0.0%
	重度障害者包括支援	0 人	0 人	0.0%
日中活動支援	療養介護	2 人	2 人	100.0%
	生活介護	43 人	40 人	93.0%
	自立訓練(機能訓練)	0 人	0 人	0.0%
	自立訓練(生活訓練)	18 人	18 人	100.0%
	就労移行支援	10 人	8 人	80.0%
	就労継続支援 A 型	10 人	9 人	90.0%
	就労継続支援 B 型	73 人	69 人	94.5%
短期入所支援	短期入所	32 人	4 人	12.5%
居宅支援	共同生活援助	34 人	31 人	91.2%
	施設入所支援	39 人	38 人	97.4%
相談支援	計画相談支援	140 人	22 人	15.7%
	地域移行支援	0 人	0 人	0.0%
	地域定着支援	0 人	0 人	0.0%
障がい児支援	児童発達支援	6 人	5 人	83.3%
	放課後等デイサービス	11 人	10 人	90.9%
	保育所等訪問支援	0 人	0 人	0.0%
	医療型児童発達支援	0 人	0 人	0.0%
	障害児相談支援	16 人	2 人	12.5%
合計		446 人	269 人	60.3%
全体 (実人数)		195 人	176 人	90.3%

※ 1 人で複数のサービスを利用しているのので、合計と実人数は一致しません。

2 第3期障がい福祉計画の進捗状況

第3期障がい福祉計画における数値目標に対する実績と、サービス見込み量に対する各年度の進捗状況は下記のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の入所者数43人、平成26年度末の目標値38人に対し、実績見込み数は39人となっています。

また、グループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数は、平成26年度末の目標値13人に対し、実績見込み数は3人となっています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

平成17年度での一般就労移行者数0人、平成26年度までの移行目標者4人に対し、実績見込み数は3人となっています。

(3) 就労支援事業の利用者数

就労移行支援事業利用者数は、平成26年度末の目標値49人に対し、実績見込み数は8人となっています。

(4) 就労継続支援A型事業の利用者の割合

就労継続支援A型事業の利用者の割合は、平成26年度末の目標割合30.4%に対し、実績見込み割合は11.5%となっています。

就労継続支援A型事業利用者9名

就労継続支援A型事業利用者9名 + 就労継続支援B型事業利用者69名

(5) 指定障がい福祉サービス等の利用状況

サービス種別		単位		H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込み)
訪問系サービス	居宅介護	時間分/月	見込み量	124	128	132
			実績	154.9	93.3	66.1
		達成率		124.9%	72.9%	50.1%
	重度訪問介護	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	同行援護	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	2.1	2.5	2.8
		達成率		皆増	皆増	皆増
	行動援護	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

	重度障害者包括支援	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
日中活動系サービス	生活介護	人日分/月	見込み量	1167	1107	1077
			実績	883.4	873.5	837.9
		達成率		75.7%	78.9%	77.8%
	自立訓練（機能訓練）	人日分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	自立訓練（生活訓練）	人日分/月	見込み量	250	250	250
			実績	315.5	334.3	329.1
		達成率		126.2%	133.7%	131.6%
	就労移行支援	人日分/月	見込み量	357	595	833
			実績	221.1	144.3	164.0
		達成率		61.9%	24.3%	19.7%
	就労継続支援A型	人日分/月	見込み量	418	528	616
			実績	210.9	231.6	198.6
		達成率		50.5%	43.9%	32.2%
	就労継続支援B型	人日分/月	見込み量	1188	1298	1408
			実績	962.7	1094.3	1283.0
		達成率		81.0%	84.3%	91.1%
	療養介護	人分/月	見込み量	0	0	0
			実績	2	2	2
		達成率		皆増	皆増	皆増
	短期入所	人日分/月	見込み量	30	30	30
			実績	34.8	43.3	48.9
		達成率		116.0%	144.3%	163.0%
居宅系サービス	共同生活援助（共同生活介護）	人分/月	見込み量	29	31	32
			実績	29.6	30.2	31.4
		達成率		102.1%	97.4%	98.1%
	施設入所支援	人分/月	見込み量	41	39	38
			実績	39.7	38.8	38.9
達成率		96.8%	99.5%	102.4%		
相談支援サービス	計画相談支援	人分/月	見込み量	6	21	21
			実績	1.8	11.0	22.9
		達成率		30.0%	52.4%	109.0%
	地域移行支援	人分/月	見込み量	1	1	1
			実績	0	0	0
達成率		皆減	皆減	皆減		

	地域定着支援	人分/月	見込み量	1	1	1	
			実績	0	0	0	
		達成率		皆減	皆減	皆減	
障がい児支援	児童発達支援	人分/月	見込み量	0	0	0	
			実績	51.7	48.0	52.4	
		達成率		皆増	皆増	皆増	
	放課後等デイサービス	人分/月	見込み量	0	0	0	
			実績	111.8	125.6	144.7	
		達成率		皆増	皆増	皆増	
	保育所等訪問支援	人分/月	見込み量	0	0	0	
			実績	0	0	0	
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%	
	医療型児童発達支援	人分/月	見込み量	0	0	0	
			実績	0	0	0	
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%	
	障害児相談支援	人分/月	見込み量	0	0	0	
			実績	0.4	0.9	3.0	
		達成率		皆増	皆増	皆増	
	整備見込	共同生活援助 (共同生活介護)	人	見込み量	16	20	20
				実績	10	10	10
			達成率		62.5%	50.0%	50.0%

H26年度は平成26年10月31日現在

指定障がい福祉サービス等の利用状況については、就労移行支援及び就労継続支援A型を除き概ね目標値に沿って推移しています。

就労移行支援及び就労継続支援A型においては、見込み量を大幅に下回る見込みとなっていますが、福祉施設から一般就労へ移行した者は3名となっており、目標値に近い数となっています。

サービスの利用については、サービス等利用計画に沿って希望するサービスの提供ができている状況にあります。町内には、生活介護など提供する事業所がないサービスや、福祉施設の入所者の地域生活への移行の受け皿となる共同生活援助施設が不足している状況にあります。

町内には障がい福祉サービスを提供する事業所が少なく、選択肢がないため、遠方の事業所を利用するしかないことが課題となっています。

(6) 地域生活支援事業の利用状況

事業名	単位		H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (見込み)
(1) 相談支援事業					
相談者相談支援事業	箇所	見込み量	2	2	2
		実績	2	2	2
	達成率		100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	有無	見込み量	有	有	有
		実績	有	有	有
	達成率		100.0%	100.0%	100.0%
(2) 成年後見制度利用支援事業	件	見込み量	1	1	1
実績		1	1	0	
達成率		100.0%	100.0%	0.0%	
(3) 意思疎通支援事業	回	見込み量	2	2	2
実績		2	5	8	
達成率		100.0%	250.0%	400.0%	
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	見込み量	1	1	1
		実績	0	1	1
	達成率		0.0%	100.0%	100.0%
② 自立生活支援用具	件	見込み量	10	10	10
		実績	0	1	3
	達成率		0.0%	10.0%	30.0%
③ 在宅療養等支援用具	件	見込み量	2	2	2
		実績	9	7	5
	達成率		450.0%	350.0%	250.0%
④ 情報・意思疎通支援用具	件	見込み量	4	4	4
		実績	2	3	1
	達成率		50.0%	75.0%	25.0%
⑤ 排泄管理支援用具	件	見込み量	50	50	50
		実績	64	82	81
	達成率		128.0%	164.0%	162.0%
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	見込み量	1	1	1
		実績	0	0	0
	達成率		0.0%	0.0%	0.0%

(5) 移動支援事業	時間	見込み量	500	500	500
		実績	272.5	301	308
	達成率		54.5%	60.2%	61.6%
(6) 地域活動支援センター	人	見込み量	5	6	7
		実績	5	4	4
	達成率		100.0%	66.7%	57.1%
(7) 訪問入浴サービス事業	人	見込み量	1	1	1
		実績	0	0	0
	達成率		0.0%	0.0%	0.0%
(8) 日中一時支援事業	人	見込み量	4	4	4
		実績	3	3	4
	達成率		75.0%	75.0%	100.0%
(9) 自動車改造助成事業	件	見込み量	3	3	3
		実績	1	1	1
	達成率		33.3%	33.3%	33.3%
(10) 声の広報発行事業	人	見込み量	16	18	20
		実績	15	15	14
	達成率		93.8%	83.3%	70.0%
(11) 運転免許取得費助成事業	人	見込み量	1	2	2
		実績	0	2	0
	達成率		0.0%	100.0%	0.0%

H26年度は平成26年10月31日現在

地域生活支援事業の利用状況については概ね目標値に沿って推移していますが、訪問入浴サービス事業や運転免許取得費助成事業など利用がない又は少ない事業もあることから、制度の周知が課題となっている事業もあります。

また、障がい者関係団体においては活動の継続が困難となっている団体もあり、活動の支援も課題となっています。

第2章 平成29年度の数値目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。当該数値目標の設定に当たっては、平成25年度末の施設入所者の12%以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

数値目標の設定

項目	数 値	考 え 方
現時点の入所者数(A)	39人	平成25年度末の施設入所者数
平成29年度末の入所者数(B)	37人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	2人 5.1%	施設入所者の差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	5人 12.8%	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

2 障がい者の地域生活の支援

地域生活の拠点等について、平成29年度末まで各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

項目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点の整備	1箇所	平成29年度末の数

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

数値目標の設定

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	2人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
現在の就労移行支援事業の利用者数	4人	平成25年度末の利用者数
平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	7人 75%増	平成29年度末の利用者数

第3章 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方

(1) 訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援】

在宅の重度障がい者に対する訪問系サービスの利用を促進するとともに、障がい者が必要な訪問系サービスを受けることができるようサービス提供者の確保等の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護、短期入所】

自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所者の円滑な地域生活への移行や就労移行支援や就労継続支援事業等の適切な利用により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行、働く場の拡大を図ります。

また、身近な地域で生活介護や短期入所サービスを利用できるようサービス提供体制の充実を促進します。

(3) 居住系サービス

【共同生活援助、施設入所支援】

地域生活移行を進めるうえで重要となる共同生活援助施設については、地域の理解を得ながら整備の促進を図ります。

また、施設入所支援に関しては、障がい程度区分に基づき必要な人が利用できるよう努めます。

(4) 相談支援

【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

個人の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用計画の作成及び見直しが行われるよう指定相談支援事業者との連携を図ります。

福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して利用者数を見込んでいきます。

(5) 障がい児支援（児童福祉法によるサービス）

【児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援】

保健師や子育て支援担当部署との連携により、児童福祉法によるサービスの周知を図るとともに障がい児の利用ニーズを把握し、サービス提供者の確保及び調整に努めます。

また、相談支援の提供体制の確保に努めます。

2 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

現在のサービス利用状況等を踏まえ、各サービスの見込み量を算出しています。

(1) 訪問系サービス

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	時間分/月	120.0	120.0	120.0
	人/月	14	14	14
重度訪問介護	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間分/月	2.5	2.5	2.5
	人/月	1	1	1
行動援護	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日分/月	861	882	903
	人/月	41	42	43
自立訓練（機能訓練）	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分/月	324	306	288
	人/月	18	17	16
就労移行支援	人日分/月	129	129	129
	人/月	7	7	7
就労継続支援A型	人日分/月	210	210	210
	人/月	10	10	10
就労継続支援B型	人日分/月	1235	1235	1235
	人/月	65	65	65

療養介護	人/月	2	2	2
短期入所	人日分/月	42	42	42
	人/月	6	6	6

(3) 居住系サービス

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人分/月	32	33	34
施設入所支援	人分/月	39	38	37

(4) 相談支援

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人分/月	24	26	28
地域移行支援	人分/月	0	0	1
地域定着支援	人分/月	0	0	0

(5) 障がい児支援

種 類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日分/月	68	68	68
	人/月	4	4	4
放課後等デイサービス	人日分/月	124	124	124
	人/月	9	9	9
保育所等訪問支援	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	2	2	2

3 指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

- (1) 地域における障がい者の自立した生活を支援するため、一人ひとりの相談に応じ、障がい者の利用ニーズを把握し、それに応じたサービス提供体制を確保するために、各関係機関との連携とともに、指定障がい福祉サービスまたは指定相談支援の事業者の参入を促進します。
- (2) 福祉施設に入所している障がい者等や退院可能精神障がい者については、地域生活への移

行が求められていますが、共同生活援助施設等居住の場の整備が進んでいない現状にあることから、民間事業者等に対して共同生活援助施設の整備誘導を図ります。

また、合わせて生活介護など町内に提供事業所がないサービス及び提供事業所が少ないサービスの整備誘導を図ります。

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 実施する事業の内容

障害者総合支援法によるサービスは、全国一律で共通に提供される「障がい福祉サービス」と、地域の実情に応じて市町村が実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

地域生活支援事業は、障がい者等がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施します。

本町では、次の事業を効率的・効果的に実施することによって、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

(1) 相談支援事業

専門の相談員を配置し、障がい者やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービス等の利用や情報等の提供、療育上の悩みや人間関係等のアドバイス、専門機関への紹介等を行います。

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、平成24年4月より基幹相談支援センターが創設されたことに伴い、設置しながら相談支援事業を推進します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

この制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、補助を受けなければ利用が困難であると認められるものに支援します。

(3) 意思相通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者が自立した日常生活を送るために必要な用具の給付又は貸与、住宅改修費の助成、点字図書の給付を行います。

(5) 移動支援事業

視力障がい者等屋外での移動が困難な障がい者に対してガイドヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。

障がい児が利用する、学校等から福祉サービス事業所までの送迎に対する支援をします。

(6) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者等を対象として、創作的活動や交流の場を提供し、生きがいつくりや仲間づくりを通して、社会参加の促進を図ります。また、機能強化事業の実施を検討します。

(7) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴車により、身体障がい者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持等を図ります。

② 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供することによって、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

③ 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労等社会参加を促進するため、障がい者自ら又は介護者が運転する自動車の改造に対して支援します。

④ 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により町の広報「しょうない」議会報「こんにちは庄内町議会です」を定期的に障がい者に提供します。

⑤ 運転免許取得費助成事業

身体障がい者の就労等社会参加を促進するため、自動車の運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

⑥ 自発的活動支援事業

障がいをお持ちのかたが日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取り組みを支援します。

2 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
(1) 相談支援事業				
相談者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	指定相談支援事業者への委託
基幹相談支援センター ※ 設置の有無を記載	有	有	有	指定相談支援事業者への委託
(2) 成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件	制度の申立費用、後見人等の報酬を助成する
(3) 意思疎通支援事業	8回	9回	10回	手話通訳者・要約筆記者への依頼
(4) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	1件	1件	1件	日常生活用具の給付
② 自立生活支援用具	5件	5件	5件	〃
③ 在宅療養等支援用具	8件	8件	8件	〃
④ 情報・意思疎通支援用具	4件	4件	4件	〃
⑤ 排泄管理支援用具	150件	150件	150件	〃
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件	住宅改修費の助成
(5) 移動支援事業 ※左欄に、実利用見込み者、右欄に延べ利用見込み時間を記載。	7 350	8 400	8 400	指定事業者への委託
(6) 地域活動支援センター	3人	4人	5人	〃
(7) 訪問入浴サービス事業	1件	1件	1件	〃
(8) 日中一時支援事業	4人	5人	6人	〃
(9) 自動車改造助成事業	3件	3件	3件	自動車改造費の助成
(10) 声の広報発行事業	18人	18人	18人	指定事業者への委託
(11) 運転免許取得費助成事業	2人	2人	2人	免許取得費の助成
(12) 自発的活動支援事業	0件	3件	5件	団体への助成又は委託

3 各事業の見込量の確保のための方策

- (1) 相談支援事業については、より利用しやすい相談窓口になるようサービスの向上を図ります。また、地域自立支援協議会を活用し、福祉サービスの利用の援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。
- (2) 「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「訪問入浴サービス事業」、「運転免許取得費助成事業」などについては、利用希望者への事業の周知に努めます。
- (3) 障がいをお持ちのかたやその家族、及び地域住民による団体の活動を支援するために「自発的活動支援事業」を整備します。

第5章 計画の期間、見直しの時期

1 計画期間

本計画は、平成29年度を目標とし、平成27年度から平成29年度までを第4期の計画期間として策定します。

2 見直しの時期

平成29年度末までに本計画に係る必要な見直しを行い、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第5期の障がい福祉計画を策定します。

第6章 計画の達成状況の進行管理

1 計画の達成状況の点検、評価

各年度において、サービス見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などについて、計画の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて所要の対策を実施します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、関係機関・団体により構成する庄内町地域自立支援協議会において行い、その点検・評価に基づいて所要の対策を実施します。

資料

用語の説明

*1 発達障がい

広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい等、通常低年齢で発現する脳機能の障がい（発達障害者支援法第2条）をいう。

*2 高次脳機能障がい

交通事故や転落事故、スポーツ事故等によって脳に損傷を受け、あるいは脳血管疾患の後遺症として、各種の障がいを生じ、これに起因して日常生活や社会生活への適応が困難となる障がいをいう。

*3 ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方をいう。

*4 ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。

*5 バリアフリー

障がい者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策をいう。

*6 ケアマネジメント

福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこと。

*7 リハビリテーション

能力低下やその状態を改善し、障がい者の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を含んでいて、障がい者が環境に適応するための訓練を行うばかりでなく、障がい者の社会的統合を促す全体として環境や社会に手を加えることも目的とする。

*8 アンテナショップ

企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。

*9 NPO

NPOとは、「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

*10 オストメイト

癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

*11 ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの体系

【障がい福祉サービス】全国共通のサービス事業

訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービス
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービス
	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス
	重度障害者包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
	自立訓練(生活訓練)	
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
	就労継続支援A型 (雇用型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス
	就労継続支援B型 (非雇用型)	
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービス
短期入所	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービス	
居住系サービス	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス
相談支援	計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行うサービス
	地域移行支援	
	地域定着支援	

障 が い 児 支 援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターに等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービス
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援などを行うサービス
	医療型児童等訪問支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス
	障害児相談支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス

【地域生活支援事業】市町村ごとの地域特性にあった事業

必須事業	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者などを派遣して、意思疎通の円滑化を図る
	日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る
	移動支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会や社会との交流の機会を提供し、障がい者の地域生活を支援する
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ利用が困難であると認められるものに支援する
	自発的活動支援事業	障がいをお持ちのかたが日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域における自発的な取り組みを支援する
独自事業	訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する
	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を支援する
	自動車改造助成事業	身体障がい者及び介護する家族が、自動車を改造又は購入する場合、要する費用の一部を助成する
	声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者に、音声訳の広報を定期的に提供する
	運転免許取得費助成事業	身体障がい者が免許取得に要する費用の一部を支援する

福祉施設所在地一覧（順序不同）

ドレミファ（庄内町）、ほほえみ（庄内町）、ニチイケアセンター酒田みずほ（酒田市）、ニチイケアセンターこあら（酒田市）、恵風園（鶴岡市旧羽黒町）、鶴峰園（鶴岡市）、なえず（鶴岡市）、ゆうあいプラザ（鶴岡市）、ラブラドル（鶴岡市）、おおやま（鶴岡市）、光風園（酒田市）、和光園（酒田市旧松山町）、なのはな畑（酒田市旧八幡町）、ふれんず（酒田市）、吹浦荘（遊佐町）、月光園（遊佐町）、光生園（舟形町）、愛光園（鶴岡市）、ニッセイ・ケア（鶴岡市）、楽しい家（鶴岡市）、あたご（鶴岡市）、ポプラ（酒田市）、たかさご寮（酒田市）、未来の家（酒田市）、あゆみ（酒田市旧平田町）、みやま荘（河北町）、きぼう（尾花沢市）、山形病院（山形市）、米沢病院（米沢市）、月山（鶴岡市）、さごし（酒田市旧平田町）、みらいず（酒田市）、あすなろ（酒田市）、あずま（酒田市）、いっぽ（酒田市旧松山町）、みなみ（庄内町）、ひまわり園（庄内町）、山ぶしいたけ（鶴岡市旧羽黒町）、すまいるらんどA鶴岡（鶴岡市）、すまいるらんどA（酒田市）、すまいるらんどB（酒田市）、さくらが丘（鶴岡市旧羽黒町）、根っ子杉（鶴岡市旧藤島町）、青柳（鶴岡市）、おからや（鶴岡市）、やまびこ（鶴岡市）、よつばの里（鶴岡市）、あすか（鶴岡市）、じょんぶ（三川町）、慈丘園（鶴岡市）、青柳下宿（鶴岡市）、なごみ（酒田市）、ハイツ平島A（三川町）、あかつき（戸沢村）、あおば学園（鶴岡市）、はまなし学園（酒田市）、光の子（鶴岡市）

庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿

選 出 区 分	役 職 名	委員氏名
医師会、歯科医師会等 医療関係団体の代表者	酒田地区医師会十全堂 参与	菅原 源也
	鶴岡地区歯科医師会 歯科医師	齋藤 学
保健所、福祉事務所等 関係行政機関の代表者	庄内総合支庁 地域保健福祉課長	高橋 博美
地区組織の代表者	行政区長代表 狩川地区会長	小野 斉
	庄内町民生委員児童委員協議会 会長	佐藤 昭一
	庄内町老人クラブ連合会 副会長	佐藤 トク
	庄内町企業同友会 会長	小林 義廣
	庄内町社会福祉協議会 包括課長	大隅 香子
学 識 経 験 者	社会教育委員会 議長	富樫 良秋
	民生委員推薦会 委員長	本田 一夫
公募により選任された者	庄内町障がい児者親の会たんぽぽの会 会長	富樫 俊子
	狩川幼稚園保護者会 副会長	齋藤 里美
健康体力づくり関係団体 の代表者	庄内町食生活改善推進協議会 会長	工藤 むつ子
	庄内町総合型スポーツクラブこめっち*わくわくクラブ クラブマネージャー	渡會 弘喜

任期 平成 26 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

計画策定の主な経過

年 月 日	内 容
平成26年11月4日	第1回保健医療福祉推進委員会
平成26年11月30日	余目身体障害者福祉会との意見交換
平成26年11月26日	庄内町手をつなぐ育成会との意見交換
平成26年12月10日	庄内町心身障がい児者親の会たんぽぽの会との意見交換
平成26年12月18日	第2回保健医療福祉推進委員会 計画諮問
平成27年1月22日	第3回保健医療福祉推進委員会 計画審議
平成27年1月26日	計画答申
平成27年1月26日 ～ 平成27年2月24日	庄内町障がい者計画・庄内町障がい福祉計画（原案）を町ホームページに掲載などによる、パブリックコメントを実施し、町民の意見を募集

障がい者関係団体との意見交換における主な意見等

- 個人情報保護の関係で手帳所持者を把握できず、新規会員の勧誘が困難で、加入者より退会者の方が多くなっている。会員が減少し、役員のなり手がなく代わることが出来ない。会の存続に苦勞している。
- 障がい福祉施設等の整備により雇用の場を作り、またその施設を若者や障がい者の研修の場として雇用につなげていくようなことは出来ないか。
- 国の基本指針により福祉施設から地域生活へ移行促進とあるが、受け皿となるグループホーム等の施設が不足している。障がい福祉施設にスプリンクラーを整備することが必要となり、以前のように空き家を利用したグループホームの整備が困難となっていると聞く。以前と保護者等の考えも変わり、養護学校等を卒業と同時に施設入所やグループホーム利用が多くなりグループホーム等がさらに不足している。
- 親として障がいの子を残して逝った場合、誰が子を見てくれるか不安である。障がい福祉サービス、事業等の情報提供を望む。
- 障がいの子を持つ親はやっとの思いで決断し相談している。障害者相談支援センターの職員が1人では不在の場合もあるので、相談したいときに相談できる窓口とするため増員を望む。
- 発達障がい認知されてきたため、障がい福祉サービスを利用する人が今後も増えるのではないか。
- 庄内町には障がい福祉サービスを提供する事業所が少ない。生活介護を提供する事業所はない。事業所を選択することができず、事業所に対する意見が言いにくい。
- 障がいを持つものが集団検診を受けることは困難であるため、掛りつけ医等でも健康診断ができるようにしてもらいたい。
- 災害が起きた時に一般の避難所では障がい者に対応できない場合がある。訓練の様子をテレビで見たが、実際やってみないと分からないことがある。
- 障がい者側としても、やってもらって当たり前と思っはいけない。返さないといけない。

庄内町障がい者計画（第2期改訂）
庄内町障がい福祉計画（第4期）

平成27年3月

編集発行 庄内町保健福祉課

T E L 0234-42-0149

F A X 0234-42-0894